

物品の買入れ等競争入札 参加資格審査申請の手引き Q&A

令和5年10月

朝霞市 総務部 契約検査課

目 次

審査結果・審査全般関係	1 ページ
納税証明書関係	2～3 ページ
各種申請書類関係	4 ページ
各種提出書類関係	5 ページ

◆ 審査結果・審査全般関係 ◆

1 埼玉県資格審査を受けていれば、朝霞市の入札にも参加できるのか。

朝霞市の入札に参加するには、朝霞市に申請しなければなりません。

2 審査結果は、いつごろどのように連絡があるのか。

審査結果の連絡（通知文の発送、電話連絡等）は行いません。

朝霞市ホームページ及び朝霞市役所4階市政情報コーナーで競争入札参加資格者名簿の公開をもって通知に代えさせていただきます。

3 申請の受付期間を過ぎてしまったが、申請できないのか。

受付期間を過ぎてしまうと、申請はできません。

次回の受付は、令和7・8年度物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請です。詳しくは、令和6年10月頃に朝霞市ホームページに掲載する予定です。

4 総務省の定める競争入札参加資格審査申請に係る標準様式を使用した申請は可能か。

標準様式を使用した申請を認めておりません。本手引きで公開している様式を使用してください。

5 申請書提出後、申請書記載事項に変更があった場合、どうすればいいか。

代表者変更や所在地の変更など、申請書に記載された事項に変更があった場合は、最新の情報で資格審査を行いたいため、申請書の再提出をしてください。その際、任意の書式で再提出する旨記載し、同封してください。

なお、変更が3月以降に発生した場合は、新年度に入ってから変更届を提出してください。

◆ 納税証明書関係 ◆

1 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書が必要とあるが、社長個人の納税証明書が必要なのか。

法人の場合、社長個人の納税証明書は必要ありません。

なお、必要な当該納税証明書は次のとおりです。

ア 法人の場合・・・納税証明書（その3の3）

イ 個人事業者の場合・・・納税証明書（その3の2）

2 事業を始めた（又は法人の支店を開設した）ばかりで、納税証明書を取得できない。この場合、納税証明書は必要ないか。

(1) 国税（税務署で発行）

法人は納税証明書（その3の3）、個人事業主は納税証明書（その3の2）の発行が可能です。課税されていない場合も必ず提出してください。

(2) 市税（市役所で発行）

事業所の設立から日が浅く、証明書が発行されない場合は、市役所課税課に提出した「法人設立異動等届出書」の控えの写しを提出してください。

3 法人税及び消費税及び地方消費税の証明書として、「納税証明書（その1）」を取ってしまったが、これでも受け付けられるか。

「納税証明書（その1）」は、受け付けることができません。

「その1」は当該年度のみ（単年度）の証明です。このため、「その1」では、証明時点で未納がないということを確認することができません。

「その3の2」又は「その3の3」は、証明時点で未納がないという証明です。そのため、入札参加資格審査では「その1」ではなく、「その3の2」又は「その3の3」の提出を必要としています。

4 国税の納税証明書（その3の2又はその3の3）に納期未到来の消費税及び地方消費税の未納額がある旨記載されているが、申請できるか。

納期未到来（申請日が納期限の前日以前）であれば、申請をすることができます。

しかし、納期限到来後（申請日が納期限の日以降）の場合は、申請をすることができません。申請日現在、未納がないことの納税証明書を改めて取得し、申請してください。

5 法人税、所得税等を分納しているため、滞納のないことの証明書がでないが、申請できるか。

法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税が完納ではないため、申請をすることができません。

6 新型コロナウイルス感染症等の影響で納税の猶予制度を受けていて納税証明書が発行されないが、どうすればいいのか。

【法人の場合】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

①上記の税目の両方について納税の猶予の特例（特例猶予）を受けている場合

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」

②特例猶予によらない猶予を受けている場合

ウ 換価・納税の猶予申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、收受印のあるもの）及び猶予許可通知書

③上記の税目のうち一方の税目のみ猶予許可を受けている場合

①及び②で示したアからウのいずれかに加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その3）」を提出してください。

※上記アからウの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

◆ 各種申請書類関係 ◆

1 申請書の押印は省略できるのか。

押印は省略することができません。

本社で申請し、委任する代理人を定めない場合は、「1. 申請者の実印欄」に実印を押印し、「2. 使用印鑑の押印欄」に使用印鑑を押印して提出してください。

委任する代理人を定める場合には、上記の2か所に加えて、「3. 権限の委任の押印欄」に「2. 使用印鑑の押印欄」と同じ印を押印してください。

押印がないもの（1つは押印されているがほかに押印がないものを含む）や押印が不鮮明なものについては、再提出を依頼する場合があります。

2 経歴書の書き方を教えてほしい。

「1. 沿革」については、設立から現在に至るまでを簡潔にまとめ記載してください。

「2. 官公庁への納入（業務）実績」については、下段にある〈記入上の注意〉を確認の上、記載してください。

また、設立から日が浅く、実績がない場合は、「2. 官公庁への納入（業務）実績」の欄には無記入または実績がない旨を記載してください。

長期継続契約などの業務で、申請日時点で業務が完了していない案件については、単年度の契約金額ではなく、履行期間全体の契約金額を記載してください。

3 入札参加資格申請電算入力票の資本金について教えてほしい。

個人事業主の場合は、資本金の欄は空欄で作成してください。また、法人格のある事業者で、登記事項証明書に資本金の額がない場合についても空欄で作成してください。

◆ 各種提出書類関係 ◆

- 1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のページ数が多いときはどうすればよいか。

原則、原本の実寸大の写しを求めています。A4のコピー用紙1枚に4分割した状態の写しの提出も認めています。取得した履歴事項全部証明書が100ページを超える場合は、A4のコピー用紙1枚に4分割した形での写しを提出してください。

なお、この状態で両面印刷をした履歴事項全部証明書が数百ページになる場合は、契約検査課までお問い合わせください。

- 2 法人番号の確認資料は国税庁が発行する法人番号指定通知書の写しでもよいか。

法人番号指定通知書に記載されている事項が申請日時点で相違がない場合は、認めます。

- 3 許認可等に係る登録証・許可証等について教えてほしい。

手引きP5～P6に記載しているとおり、一例として許認可等が必要な業務を示しています。業務を行う上で、法律上、必ず必要となる許認可等については、提出漏れのないようにしてください。

また、提出する許認可等の有効期限が申請日時点で失効している場合は、最新の有効な許認可等の提出がないと希望業種の認定が受付できなくなる場合がありますので注意してください。

許認可等が必ずしも必要でない業務を希望する場合においても、業務履行の品質の確保等の観点から、発注の際に仕様等で許認可等を有していることを条件に付すことがあるため、なるべく提出するようにしてください。

許認可等を提出する方は、登録希望業種一覧表の許認可等の欄に必ず「有」と記載してください。

- 4 受付確認は申請書の写しを申請者で用意した返信用封筒に入れて返送してもらえるか。

原則、手引きP8に記載されているとおり、受付確認用のはがきを使用してください。

また、手引き記載のとおり形式でない受付確認用のはがきについては、返送できない場合がありますので必ず手引きを一読の上作成してください。